

【主催者からのメッセージ】

科学技術の進歩——現代社会において、私たちは、このことを疑いのない事実であるかのように思っています。では、科学技術の進歩によってもたらされた恩恵を、私たちの社会は正しく、かつ、有効に用いることができているでしょうか。

「自白偏重の刑事裁判を科学証拠にもとづいた客観的なものに！」 スローガンとしては誰もが認めることです。しかし、いざ現実になるとさまざまな問題が浮かび上がってきます。科学には、正確なデータにもとづく厳密な実証が求められます。しかし、現実の刑事裁判は、一定の主張を根拠づけるために科学を用いようとします。科学者は、検察官や弁護士の要請に応えるために鑑定を引き受けるのでしょうか？それとも、科学の真理は、裁判の目的や目標とは無関係に科学の基準に従って決められるべきものなのでしょうか？犯罪捜査や刑事裁判で証拠として用いられる科学的証拠は、法律家にとって、裁判員にとって、市民にとって、最も誤謬の少ない客観的な証拠として強い信頼を寄せられています。その意味では、科学技術は、わたしたちの社会の安心・安全にとって有益なものです。しかし、他方で、最近のいわゆる「足利事件」や「東京電力女性社員殺害事件」では、有罪確定審の当時は信頼されていた DNA 鑑定が、その後の科学の進歩によって否定されました。

今回、アメリカから、毒物学の世界的権威である杜祖健先生をお招きして、毒物学の刑事裁判とのかかわりについて講演していただきます。さらに、Spring-8 という最新の科学技術によって有罪が確定し死刑が言渡された、いわゆる「和歌山カレー事件」について、一審からこの事件にかかわってきた弁護人と、最近この事件の科学鑑定の信用性について疑問を呈している蛍光エックス線分析の専門の科学者に話題を提供していただきます。これらを踏まえ、科学と裁判の関係について、自由に議論したいと思います。現在、さまざまな専門家に議論への参加をお願いしています。最新の科学的・法律的議論が展開されると思います。みなさま、是非、お集まりください。

【講師紹介】

杜 祖健 (Anthony T.Tu)

台湾大学理学院化学系卒業、スタンフォード大学 PhD、エール大学で博士研究員として化学と生化学を研究し、ユタ州立大学助教、コロラド州立大学准教授、同教授を経て、1998年よりコロラド州立大学名誉教授。毒性学および生物兵器・化学兵器の世界的権威として知られ、日本ではオウム真理教による、いわゆる「サリン事件」の捜査に協力した。主著に『中毒学概論——毒の科学——』（葉業時報社、1999年）、『事件からみた毒トリカブトからサリンまで』（化学同人、2001年）『生物兵器、テロとその対処法』（葉業時報社、2002年）、『サリン事件の真実』（新風舎文庫、2005年）、『ニュースになった毒』（東京化学同人、2012年）など。

小田 幸児 (おだ・こうじ)

1984年京都大学法学部卒業、1985年司法試験合格。司法修習を経て大阪弁護士会に弁護士登録（40期）。1994年から大阪弁護士会刑事弁護委員会委員、2004年から同会裁判制度本部委員、2009年から立命館大学法科大学院教授。和歌山カレー事件では一審からの辩护人。

河合 潤 (かわい・じゅん)

1982年東京大学工学部工業化学科卒業。1984年同大学院修士課程修了、同大学院博士課程中退。1989年東京大学より工学博士の学位を取得。東京大学生産技術研究所助手などを経て、1994年に京都大学工学部助手、同助教授を経て2001年から教授（材料工学専攻）。著書に「蛍光 X 線分析」（共立、2012年）、「量子分光化学」（アグネ技術センター、2008年）など。